



沢辺税理士事務所通信 「STORY」

平成 26 年 6 月 1 日号
NO.002

ごあいさつ

いつもお世話になっております。税理士の沢辺でございます。先日子どもの運動会がありましたが、30度を超える晴天の下、熱中症で倒れる子どもがいないかと心配するような暑さでした。見ている親のほうもへとへとです。今年の夏はあまり暑くならないと聞いたのですが、どうなのでしょう？皆様も急激な気温変化の中、体調を崩されないよう、お気を付けください。

法人税減税の行方は

アベノミクス第三の矢として、ぜひとも断行しなくてはならない「法人税率引き下げ」の議論がようやく本格化してきたようです。ただ国際的企業の競争力強化の一方で、中小企業に対しては減価償却制度の見直しや赤字の繰り越しの見直しなどにより、「広く薄く」課税を求めていく動きもありますので、その内容を注視していく必要があります。

事業承継支援を強化して参ります

当事務所では、事業承継支援の一環としてM & A業務を強化していく、という観点から、全国規模でM & A仲介業務等を行っている株式会社ストライク様(本社:東京都千代田区)と秘密保持契約を締結いたしました。さらなる付加価値向上を目指して参ります。

税務調査対策(2) これだけは覚えておいて下さい! 調査

中の注意点 ~事務所HPブログより~

実際の調査が始まると、調査官から色々な質問をされます。どこまで答えないといけないのでしょうか？**調査官は「質問検査権」というものを持っています。**「税務調査に必要があるときは、質問し、帳簿書類等の提出を求めることができる」この権利はかなり強力で、これがある限り、**質問に対して拒絶することはできません。**ただ、「税務調査に対して」ですので、たとえばプライベートの引き出しの中やパソコンのデータまで勝手に見ることはできません。調査官が勝手に触ることは違法調査です。**開示を求められたら、まずその理由を確認し、必要なものだけをこちらから開示するようにしましょう。**

特に覚えておいていただきたいのは、質問に対して「拒絶」や「ウソ」はいけません。かと言って**即答する必要もありません。**あいまいな回答は調査に不利な影響を及ぼすかもしれませんので、そういう時は「よく確認して回答します」と言ってその日は回答を保留し、**調査官が帰ってから顧問税理士とよく相談してから後日回答するようにするか、税理士に回答してもらいましょう。**

この記事の詳しい内容は事務所ホームページのブログをご覧ください。  **税理士 沢辺** で検索

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目9番25号 コンフォートNビル404

TEL 082-236-3935 FAX 0082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>